（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第六条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第六条、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第八条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

第八十三条の三第三号の次に次の一号を加える。

三の二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十八条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

第八十三条の三第三号の次に次の一号を加える。

三の二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十八条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部改正）

第十条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

様式第一を次のように改める。

様式第一（附則第二条関係）

介護給付費請求書

平成		年		月分

保険者

（別記）殿

下記のとおり請求します。　　平成　年　月　日

事業所番号										
請求事業所	名称									
	所在地	〒　－								
	連絡先									

保険請求

区分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件数	単位数・点数	費用合計	保険請求額	公費請求額	利用者負担	件数	費用合計	利用者負担	公費請求額	保険請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等											
居宅介護支援・ 介護予防支援											
合　計											

公費請求

区分	サービス費用				特定入所者介護サービス費等			
	件数	単位数・点数	費用合計	公費請求額	件数	費用合計	利用者負担	公費請求額
生　保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等								
12								
生　保 居宅介護支援・ 介護予防支援								
10								
感染症　37条の2								
21								
障自・通院医療								
15								
障自・更生医療								
19								
原爆・一般								
54								
難病法								
51								
特定疾患等 治療研究								
81								
被爆者助成								
86								
被爆体験者								
87								
有機ヒ素・緊急措置								
88								
水俣病総合対策 メチル水銀								
66								
石綿・救済措置								
58								
離害者・支援措置（全 額免除）								
25								
中国残留邦人等								
合　計								

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「（平成十年法律第百十四号）」の下に「及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」を加える。